

議案第36号

平成26年度南伊勢町一般会計補正予算（第1号）

平成26年度南伊勢町一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,104,167千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

平成26年5月9日提出
南伊勢町長 小山 巧

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 県支出金		597,260	1,249	598,509
	2 県補助金	362,477	1,249	363,726
17 繰入金		438,941	51	438,992
	1 基金繰入金	438,941	51	438,992
20 町債		1,291,200	1,200	1,292,400
	1 町債	1,291,200	1,200	1,292,400
歳 入 合 計		9,101,667	2,500	9,104,167

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,188,014	2,500	1,190,514
	7 企画費	157,900	2,500	160,400
歳出合計		9,101,667	2,500	9,104,167

第 2 表 地方債補正

1. 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域活性化支援事業	千円 1, 200	証書借入 又は 証券発行	5. 0%以内(ただし、 利率見直し方式で借り 入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資 金について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	借入の日から据置期間を含めて、12 年以内に借入先の融資条件に従い償還 する。 ただし、町財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償 還又は低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 県支出金	597,260	1,249	598,509
17 繰入金	438,941	51	438,992
20 町債	1,291,200	1,200	1,292,400
歳入合計	9,101,667	2,500	9,104,167

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,188,014	2,500	1,190,514	1,249	1,200		51
歳出合計	9,101,667	2,500	9,104,167	1,249	1,200		51

2 歳 入

款14 県支出金

項2 県補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費県補助金	1,278	1,249	2,527	5 地域活性化支援事業補助金	1,249	地域活性化支援事業補助金 1,249
計	362,477	1,249	363,726			

款17 繰入金

項1 基金繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	205,150	51	205,201	1 財政調整基金繰入金	51	財政調整基金繰入金 51
計	438,941	51	438,992			

款20 町債

項1 町債

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務債	97,200	1,200	98,400	2 まちづくり事業債	1,200	地域活性化支援事業債 1,200
計	1,291,200	1,200	1,292,400			

3 歳 出

款 2 総務費

項 7 企画費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 企画総務費	86,689	2,500	89,189	1,249	1,200		51	8 報償費	2,500	報償金	2,500
計	157,900	2,500	160,400	1,249	1,200		51				